

知多市専用水道水質検査等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県水道水質管理計画（平成5年11月19日付け5環第429号）に規定される水質検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 この要領の対象は、市内における水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道の設置者（以下「設置者」という。）とする。

(水質検査項目)

第3条 この要領に定める水質検査項目は、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）第15条第1項第1号イに規定される毎日検査項目、水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）に規定される水質基準項目（別表第1）、水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）において定められた水質管理目標設定項目（別表第2）及び水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について（平成4年12月21日付け衛水第270号 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知）で示された原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のために有用な項目（以下「原水管理項目」（別表第3）という。）並びに要検討項目（別表第4）とする。

(水質検査実施内容)

第4条 この要領に定める水質検査を実施するに当たっては、次のとおりとする。

(1) 採水場所

設置者は、水質検査に供する水の採取場所たる給水栓の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに1地点以上選定すること。ただし、一の配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除く。

なお、検査項目ごとに異なった給水栓を選定しないこと。

また、検査に供する水の採取場所の数は、専用水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、専用水道の規模に応じ、水源の

種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるよう設定するとともに、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定すること。ただし、規則第15条第1項第2号に従い、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採水の場所として選定することができる。

(2) 定期検査

ア 毎日検査項目

設置者は、規則第15条第1項第1号イに従い、1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を実施すること。

イ 水質基準項目

設置者は、水質基準項目の水質検査を規則第15条第1項第3号及び第4号に定める検査頻度に従い実施すること。

ウ 原水検査

設置者は、全ての水源の原水について、水質基準項目（別表第1の21から31の項目を除く。）の水質検査を水質が最も悪化する時期を含んで1年に1回以上実施すること。

また、規則第15条第1項第3号イただし書及び同号ハただし書の規定による定期の水質検査の回数の減並びに同項第4号の規定による定期の水質検査の省略（以下「低減化处理」という。）を行っている項目にあつては、必要に応じ、検査回数を増加して実施すること。

ただし、水道用水供給事業者又は水道事業者からの供給水のみで給水している送配水場系統を有している設置者における当該送配水場原水の水質検査は、水道用水供給事業者又は水道事業者が、供給地点又は供給地点と同等の水質と考えられる検査地点において実施する水質検査に替えることができるものとする。

エ 水質管理目標設定項目等

設置者は、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から水質管理目標設定項目、要検討項目及び原水管理項目の検査の実施に努めること。

なお、給水栓の採水場所は水質基準項目と同一場所とし、必要に応じて原水においても検査を実施すること。

(3) 臨時検査

水道水が基準値を超過するおそれがある次のアからカの場合は、水質基準項目等のうち必要な項目について、直ちに、給水栓水等の水質検査を行うとともに、必要に応じ、原水の水質検査も行うこと。

ア 異常な濁水、洪水時等において原水の水質が著しく悪化したとき、又はそのおそれがあるとき。

イ 水源の上流で汚染事故が発生したとき等において原水の水質に異常があったとき、又はそのおそれがあるとき。

ウ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

エ 浄水過程に異常があったとき。

オ 水道工事等による断減水があったとき等において水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

カ その他特に必要があると認められるとき。

(報告)

第5条 設置者は、水質検査計画を前年度末日までに市長に報告すること。

2 設置者は、前条の水質検査の検査結果及び水道給水フロー図等を翌年度5月末日までに第1号様式及び第2号様式により、市長に報告すること。

ただし、水道統計調査の水質編又は設置者が独自に作成する水質年報等を提出することで、第1号様式の報告を省略することができる。

(水質異常時の対応)

第6条 設置者は、基準値超過等の水質異常が発生した場合、次のとおり対応するものとする。

(1) 別表第1の1から31までの項目の対応

ア 基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

設置者は、基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合には、水道法第23条の規定に基づき、直ちに取水又は給水の緊急停止措置を講じるとともに、市長へ通報を行い、当該水の使用が危険である旨を関係者に周知するとともに、応急給水等を適切に行うこと。

なお、人の健康を害するおそれがある場合とは、次のような場合が考えら

れる。

- (ア) 水源又は取水、導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原微生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。
- (イ) 浄水場以降の過程にある水が、病原微生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。
- (ウ) 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき。
- (エ) 工業用水又は農業用水等の水管等に誤接合されていることが判明したとき。

また、水源又は取水、導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、市長へ通報し、必要に応じて給水停止及び関係者への周知を行うこと。

- (ア) 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じたとき。
- (イ) 臭気及び味に著しい変化が生じたとき。
- (ウ) 魚が死んで多数浮上したとき。
- (エ) 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見したとき。

イ 水質異常の早期発見

設置者は、原水における水質異常を早期に把握するため、常に水源の監視を行うとともに、原水による魚類の飼育、自動水質監視機器等の導入を図ること。

また、平常時より関係行政機関の協力を求め、水源付近及びその後背地にある汚染源又は汚染源となるおそれのある工場、事業場、ゴルフ場等の立地状況及び汚染物質の使用並びに排出状況等の把握に努めること。

(2) 別表第1の32から51までの項目の対応

設置者は、基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目を改善するための対策、取水・給水の停止、市長への通報等を実施すること。

なお、色度、濁度のように、健康に関連する項目の水質汚染の可能性を示す

項目や銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼすおそれのある項目については、前号の対応と同様に扱うこと。

(3) 原水の対応

設置者は、原水の水質検査結果に基づき、次により原水水質の維持管理強化を図ること（別表第1の1及び2の項目並びに低減化処理を行っている項目を除く。）。

ア 基準値を超過した項目

水質検査結果が省令に規定する基準値を超過した場合は、直ちに給水栓水の水質検査を行うとともに、当該検査項目について当該原水の水質検査を少なくとも1月1回以上相当期間実施すること。

イ 基準値の50%を上回った項目

水道原水の水質動向を確認するため、水質検査計画の検査実施回数の見直し等を行い、水道水の安全確保に係る管理計画を策定すること。

ウ 基準値の70%を上回った項目

イの対策を実施するとともに、健康に影響を与える項目については、改善するための対策について検討すること。

(4) 水質管理目標設定項目等の対応

設置者は、水質管理目標設定項目等が目標値等を超過し、水質管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、人の健康を害するおそれがある場合は、当該項目を改善するための対策、取水・給水の停止、市長への通報等を実施すること。

(5) 水質異常時の危機管理体制の整備

設置者は、水源の汚染又は汚染のおそれが発見されたときに、直ちに前各号の対応がとれるよう危機管理マニュアル等を作成し、関係行政機関（市、警察、河川管理者等）及び関係機関（水資源機構、漁業協同組合等）等への通報体制を整備するとともに、同体制を関係者に周知すること。

また、水源の汚染等の発見の連絡通報があった場合における、設置者の組織内部の連絡網についても危機管理マニュアル等に明記すること。

（クリプトスポリジウム等の対策）

第7条 設置者は、水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について、愛知

県内の水道事業等におけるクリプトスポリジウム等対策方針（平成19年9月1日19生衛第578号愛知県健康福祉部健康担当局長通知）に準じ、的確に対策を講じるとともに、同方針に定められている様式により、前年度分を翌年度5月末までに市長に報告すること。

（その他）

第8条 自ら水質検査（第4条第2号アの検査を除く。）を実施している設置者は、水質検査に当たって、毒物及び劇物取締法等関係法令に基づき試薬等の管理を行うとともに、水質汚濁防止法等関係法令に基づき検査廃液、使用済みの試薬等の処理を行うこと。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

水質基準項目

(最終改正：平成27年厚生労働省令29号)

| 検査項目 | | 基準値等 |
|------|------------------------------------|--------------------------|
| 1 | 一般細菌 | 1mlの検水で形成される集落数が100個以下 |
| 2 | 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| 3 | カドミウム及びその化合物 | カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下 |
| 4 | 水銀及びその化合物 | 水銀の量に関して、0.0005mg/l以下 |
| 5 | セレン及びその化合物 | セレンの量に関して、0.01mg/l以下 |
| 6 | 鉛及びその化合物 | 鉛の量に関して、0.01mg/l以下 |
| 7 | ヒ素及びその化合物 | ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下 |
| 8 | 六価クロム化合物 | 六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下 |
| 9 | 亜硝酸態窒素 | 0.04mg/l以下 |
| 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン | シアンの量に関して、0.01mg/l以下 |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/l以下 |
| 12 | フッ素及びその化合物 | フッ素の量に関して、0.8mg/l以下 |
| 13 | ホウ素及びその化合物 | ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下 |
| 14 | 四塩化炭素 | 0.002mg/l以下 |
| 15 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/l以下 |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/l以下 |
| 17 | ジクロロメタン | 0.02mg/l以下 |
| 18 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/l以下 |
| 19 | トリクロロエチレン | 0.01mg/l以下 |
| 20 | ベンゼン | 0.01mg/l以下 |
| 21 | 塩素酸 | 0.6mg/l以下 |
| 22 | クロロ酢酸 | 0.02mg/l以下 |
| 23 | クロロホルム | 0.06mg/l以下 |
| 24 | ジクロロ酢酸 | 0.03mg/l以下 |
| 25 | ジブロモクロロメタン | 0.1mg/l以下 |
| 26 | 臭素酸 | 0.01mg/l以下 |
| 27 | 総トリハロメタン (22、24、28及び29の総和) | 0.01mg/l以下 |
| 28 | トリクロロ酢酸 | 0.03mg/l以下 |
| 29 | ブロモジクロロメタン | 0.03mg/l以下 |
| 30 | ブロモホルム | 0.09mg/l以下 |
| 31 | ホルムアルデヒド | 0.08mg/l以下 |
| 32 | 亜鉛及びその化合物 | 亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下 |
| 33 | アルミニウム及びその化合物 | アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下 |
| 34 | 鉄及びその化合物 | 鉄の量に関して、0.3mg/l以下 |
| 35 | 銅及びその化合物 | 銅の量に関して、1.0mg/l以下 |
| 36 | ナトリウム及びその化合物 | ナトリウムの量に関して、200mg/l以下 |
| 37 | マンガン及びその化合物 | マンガンの量に関して、0.05mg/l以下 |
| 38 | 塩化物イオン | 200mg/l以下 |
| 39 | カルシウム、マグネシウム等 (硬度) | 300mg/l以下 |
| 40 | 蒸発残留物 | 500mg/l以下 |
| 41 | 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/l以下 |
| 42 | ジェオスミン | 0.00001mg/l以下 |
| 43 | 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/l以下 |
| 44 | 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/l以下 |
| 45 | フェノール類 | フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下 |
| 46 | 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) | 3mg/l以下 |
| 47 | pH値 | 5.8以上8.6以下 |
| 48 | 味 | 異常でないこと。 |
| 49 | 臭気 | 異常でないこと。 |
| 50 | 色度 | 5度以下 |
| 51 | 濁度 | 2度以下 |

別表第2 - (1)

水質管理目標設定項目

(最終改正：平成27年3月25日付け健発0325第18号)

| 番号 | 項目 | 目標値 |
|----|---------------------|-----------------------------|
| 1 | アンチモン及びその化合物 | アンチモンの量に関して、0.02mg/ℓ以下 |
| 2 | ウラン及びその化合物 | ウランの量に関して、0.002mg/ℓ以下(暫定) |
| 3 | ニッケル及びその化合物 | ニッケルの量に関して、0.02mg/ℓ以下 |
| 4 | 削除 | 削除 |
| 5 | 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/ℓ以下 |
| 6 | 削除 | 削除 |
| 7 | 削除 | 削除 |
| 8 | トルエン | 0.4mg/ℓ以下 |
| 9 | フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) | 0.08mg/ℓ以下 |
| 10 | 亜塩素酸 | 0.6mg/ℓ以下 |
| 11 | 削除 | 削除 |
| 12 | 二酸化塩素 | 0.6mg/ℓ以下 |
| 13 | ジクロロアセトニトリル | 0.01mg/ℓ以下(暫定) |
| 14 | 抱水クロラール | 0.02mg/ℓ以下(暫定) |
| 15 | 農薬類(別表2-(2)) | 検出値と目標値の比の和として、1以下 |
| 16 | 残留塩素 | 1mg/ℓ以下 |
| 17 | カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下 |
| 18 | マンガン及びその化合物 | マンガンの量に関して、0.01mg/ℓ以下 |
| 19 | 遊離炭酸 | 20mg/ℓ以下 |
| 20 | 1,1,1-トリクロロエタン | 0.3mg/ℓ以下 |
| 21 | メチル-t-ブチルエーテル | 0.02mg/ℓ以下 |
| 22 | 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) | 3mg/ℓ以下 |
| 23 | 臭気強度(TON) | 3以下 |
| 24 | 蒸発残留物 | 30mg/ℓ以上 200mg/ℓ以下 |
| 25 | 濁度 | 1度以下 |
| 26 | pH値 | 7.5程度 |
| 27 | 腐食性(ランゲリア指数) | 7.5程度 |
| 28 | 従属栄養細菌 | 1mℓの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定) |
| 29 | 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/ℓ以下 |
| 30 | アルミニウム及びその化合物 | アルミニウムの量に関して、0.1mg/ℓ以下 |

別表第2 - (2)

水質管理目標設定項目の内農薬類 (目15) の設定項目

(最終改正：平成25年3月28日付け健水0328第4号)

| 農薬番号 | 農薬成分 |
|------|-------------------------|
| 1 | 1, 3-ジクロロプロベン (D-D) |
| 2 | 2, 2-DPA (ダラボン) |
| 3 | 2, 4-D (2, 4-PA) |
| 4 | EPN |
| 5 | MCPA |
| 6 | アシュラム |
| 7 | アセフェート |
| 8 | アトラジン |
| 9 | アニコホス |
| 10 | アミトラズ |
| 11 | アラクロール |
| 12 | イソキサチオン |
| 13 | イソフェンホス |
| 14 | イソプロカルブ (MIPC) |
| 15 | イソプロチオラン (IPT) |
| 16 | イプロベンホス (IBP) |
| 17 | イミノクタジン |
| 18 | インダノファン |
| 19 | エスプロカルブ |
| 20 | エディフェンホス (エジフェンホス、EDDP) |
| 21 | エトフェンブロックス |
| 22 | エトリジアゾール (エクロメゾール) |
| 23 | エンドスルファン (ベンゾエピン) |
| 24 | オキサジクロメホン |
| 25 | オキシ銅 (有機銅) |
| 26 | オリサストロビン |
| 27 | カズサホス |
| 28 | カフェンストロール |
| 29 | カルタップ |
| 30 | カルバリル (NAC) |
| 31 | カルプロバミド |
| 32 | カルボフラン |
| 33 | キノクラミン (ACN) |
| 34 | キャプタン |
| 35 | クミルロン |
| 36 | グリホサート |
| 37 | グルホシネート |
| 38 | クロメプロップ |
| 39 | クロルニトロフェン (CNP) |
| 40 | クロルピリホス |
| 41 | クロロタロニル (TPN) |
| 42 | シアナジン |
| 43 | シアノホス (CYAP) |
| 44 | ジウロン (DCMU) |
| 45 | ジクロベニル (DBN) |
| 46 | ジクロルボス (DDVP) |
| 47 | ジクワット |
| 48 | ジスルホトン (エチルチオメトン) |
| 49 | ジチアノン |
| 50 | ジチオカルバメート系農薬 |
| 51 | ジチオピル |
| 52 | シハロホップブチル |
| 53 | シマジン (CAT) |
| 54 | ジメタメトリン |
| 55 | ジメトエート |
| 56 | シメトリン |
| 57 | ジメピペレート |
| 58 | ダイアジノン |
| 59 | ダイムロン |
| 60 | ダゾメット |

| 農薬番号 | 農薬成分 |
|------|------------------|
| 61 | チアジニル |
| 62 | チウラム |
| 63 | チオジカルブ |
| 64 | チオファネートメチル |
| 65 | チオベンカルブ |
| 66 | テルブカルブ (MBPMC) |
| 67 | トリクロピル |
| 68 | トリクロルホン (DEP) |
| 69 | トリシクラゾール |
| 70 | トリフルラリン |
| 71 | ナプロバミド |
| 72 | パラコート |
| 73 | ピペロホス |
| 74 | ピラクロニル |
| 75 | ピラゾキシフェン |
| 76 | ピラゾリネート (ピラゾレート) |
| 77 | ピリダフェンチオン |
| 78 | ピリプチカルブ |
| 79 | ピロキロン |
| 80 | フィプロニル |
| 81 | フェントロチオン (MEP) |
| 82 | フェノブカルブ (BPMC) |
| 83 | フェリムゾン |
| 84 | フェンチオン (MPP) |
| 85 | フェントエート (PAP) |
| 86 | フェントラザミド |
| 87 | フサライド |
| 88 | ブタクロール |
| 89 | ブタミホス |
| 90 | ブプロフェジン |
| 91 | フルアジナム |
| 92 | プレチラクロール |
| 93 | プロシミドン |
| 94 | プロチオホス |
| 95 | プロピコナゾール |
| 96 | プロビザミド |
| 97 | プロベナゾール |
| 98 | プロモブチド |
| 99 | ベノミル |
| 100 | ペンシクロン |
| 101 | ベンゾビシクロン |
| 102 | ベンゾフェナップ |
| 103 | ベントゾン |
| 104 | ペンディメタリン |
| 105 | ベンフラカルブ |
| 106 | ベンフルラリン (ベスロジン) |
| 107 | ベンフレセート |
| 108 | ホスチアゼート |
| 109 | マラチオン (マラソン) |
| 110 | メコプロップ (MCP) |
| 111 | メソミル |
| 112 | メタム (カーバム) |
| 113 | メタラキシル |
| 114 | メチダチオン (DMTP) |
| 115 | メチルダイムロン |
| 116 | メトミノストロビン |
| 117 | メトリブジン |
| 118 | メフェナセート |
| 119 | メプロニル |
| 120 | モリネート |

別表第3

原水管理項目

| 番 号 | 項 目 |
|-----|-------------------|
| 1 | アンモニア態窒素 |
| 2 | 生物化学的酸素要求量 (BOD) |
| 3 | 化学的酸素要求量 (COD) |
| 4 | 紫外線 (UV) 吸光度 |
| 5 | 浮遊物質 (SS) |
| 6 | 侵食性遊離炭酸 |
| 7 | 全窒素 |
| 8 | 全りん |
| 9 | トリハロメタン (THM) 生成能 |
| 10 | 生物 |

別表第4

要検討項目

(最終改正：平成27年3月25日付け健水発0325第3号)

| 番号 | 項目 | 目標値 (mg/l) |
|----|------------------------|----------------|
| 1 | 銀 | - |
| 2 | バリウム | 0.7 |
| 3 | ビスマス | - |
| 4 | モリブデン | 0.07 |
| 5 | アクリルアミド | 0.0005 |
| 6 | アクリル酸 | - |
| 7 | 17-β-エストラジオール | 0.00008 (暫定値) |
| 8 | エチニル-エストラジオール | 0.00002 (暫定値) |
| 9 | エチレンジアミン四酢酸 (EDTA) | 0.5 |
| 10 | エピクロロヒドリン | 0.0004 (暫定値) |
| 11 | 塩化ビニル | 0.002 |
| 12 | 酢酸ビニル | - |
| 13 | 2,4-トルエンジアミン | - |
| 14 | 2,6-トルエンジアミン | - |
| 15 | N,N-ジメチルアニリン | - |
| 16 | スチレン | 0.02 |
| 17 | ダイオキシン類 | 1pgTEQ/l (暫定値) |
| 18 | トリエチレントトラミン | - |
| 19 | ノニルフェノール | 0.3 (暫定値) |
| 20 | ピスフェノールA | 0.1 (暫定値) |
| 21 | ヒドラジン | - |
| 22 | 1,2-ブタジエン | - |
| 23 | 1,3-ブタジエン | - |
| 24 | フタル酸ジ(n-ブチル) | 0.08 (暫定値) |
| 25 | フタル酸ブチルベンジル | 0.5 (暫定値) |
| 26 | マイクロキシチン-LR | 0.5 (暫定値) |
| 27 | 有機すず化合物 | 0.0006※ (暫定値) |
| 28 | ブロモクロロ酢酸 | - |
| 29 | ブロモジクロロ酢酸 | - |
| 30 | ジブロモクロロ酢酸 | - |
| 31 | ブロモ酢酸 | - |
| 32 | ジブロモ酢酸 | - |
| 33 | トリブロモ酢酸 | - |
| 34 | トリクロロアセトニトリル | - |
| 35 | ブロモクロロアセトニトリル | - |
| 36 | ジブロモアセトニトリル | 0.06 |
| 37 | アセトアルデヒド | - |
| 38 | MX | 0.001 |
| 39 | クロロピクリン | - |
| 40 | キシレン | 0.4 |
| 41 | 過塩素酸 | 0.025 |
| 42 | パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) | - |
| 43 | パーフルオロオクタン酸 (PFOA) | - |
| 44 | N-ニトロソジメチルアミン (NDMA) | 0.0001 |
| 45 | アニリン | 0.02 |
| 46 | キノリン | 0.0001 |
| 47 | 1,2,3-トリクロロベンゼン | 0.02 |
| 48 | ニトリロ三酢酸 (NTA) | 0.2 |

※トリブチルスズオキサイドの目標値